

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2674号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

里の春(長野県安曇野)



もくじ

随情情報	情報	フォーラム	政 策	活 動	活 動	活 動
想 報	報	ム	策	動	動	動

第29次地制調専門小委に基礎自治体のあり方等で意見書を提出〓全国町村会	(2)
新たな経済対策の早期実現で要請活動〓地方六団体	(6)
青木監事が景気・経済対策で意見陳述〓自民党総務部会	(7)
外国人住民を住民基本台帳の対象に 政府が住基法改正案を今通常国会に提出	(8)
くじらと自然公園のまちづくり〓和歌山県太地町	(10)
町村Nav i	(14)
町村週報主要索引(1月〜3月)	(15)
球音に想う	(16)
茨城県境町長 野村康雄	

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先:全国町村会・広報部

閑話

センス・オブ・プレイス

ジャーナリスト 松本 克夫

イギリスの湖水地方に仕事で行って来たといっても、なかなか信じてもらえない。それほど有名な観光地だが、農村の暮らしという点では、日本の中山間地同様、厳しいらしい。湖を見下ろす山の斜面で羊たちが草を食む光景はのどかだが、羊を飼う農家の収入は全国の平均世帯の三分の一程度しかない。若者が出て行くのも、日本の田舎と変わりはない。

そんな中で、農業に加えて、新しいビジネスに取り組む農家が増えている。代表的なのは農家民宿である。朝食付きの安い民宿はイギリスの至るところにあるが、農家民宿の方が食事はたっぷりだし、その土地の暮らしのおいがする。ハイキングなどを楽しむ旅行者向けに、休憩所を兼ねた喫茶店を営む農家もある。時には農業体験などの教育ツアーの講師役を務める。農家の主婦たちが手作りの品々を持ち寄り、開いているウール製品の店もある。暮らしを支えるための多角経営だが、旅行者にとっては

地元の人たちと触れ合えるのが楽しい。新しいビジネスにためらいがちな農家の背中を押しているのは非営利の中間支援団体である。一軒一軒訪ねて回り、「母屋をこつ改造すれば、民宿ができますよ」などとアドバイスする。今回、案内してくれたのも、長年、こつした団体の農家のアドバイザーを務めてきた人だが、個別の農家の事情を实によく知っている。中間支援団体は主にEUや政府の補助金を基に仕事をしているのだが、補助金はこのような親身に相談にのじる指南役がいてこそ生きるものだろう。

滞在中、よく耳にしたのが「センス・オブ・プレイス」という言葉である。その土地ならではのものを大事にし、楽しむといった意味らしい。湖水地方の風景は農家の暮らしと自然が溶け合ったものだ。農家がなくなれば、「センス・オブ・プレイス」は味わえなくなる。だから、農家を行政、民間共同で支える。日本でも大事にしたいセンスである。

第29次地制調専門小委に 基礎自治体のあり方等で意見書を提出

全 国
町 村 会 国

全国町村会は、3月9日、第29次地方制度調査会専門小委員会の林宜嗣小委員長（関西学院大学教授）に「基礎自治体のあり方等について」と題する意見書を提出した。

第29次地方制度調査会では、現在、専門小委員会において基礎自治体のあり方等に関する議論が進められており、去る2月6日、山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）はじめ地方六団体の代表からヒアリングを行ったが、本意見書はその際の山本会長の発言を補足するもの。内容は、「平成の合併」の検証と評価、小規模市町村に対する方策、広域的連携のあり方・等、それぞれの論点について、本会の主張を明記している。

「平成の合併」の検証と評価では、本会の検証と総務省研究会の報告書における合併に対する評価の乖離を指摘、周縁部の衰退等、合併がもたらした弊害にも目を向け、「合併新法」の期限をもつて「平成の市町村合併」に終止符を打つべきだと強調している。また、小規模市町村に対する方策では、いわゆる「特例町村制」の議論への反論を示した上で、小規模な自治体が自立できるように国の支援が必要としている。そして、広域的連携のあり方では、実態を十分に把握した上で、有効・適切な市町村の広域的連携の仕組みの検討が将来的な課題であるとしている。意見書は以下のとおり。

基礎自治体のあり方等について

第29次地方制度調査会委員

全国町村会長 山本 文男

先般の専門小委員会における意見に補足し、及びそれを敷衍して以下の通り、私見を申し述べたい。

■いわゆる「平成の合併」の検証と評価

国は、「自主的な合併」を建前としながらも、それを「推進する」と称して、地方交付税や補助金、地方債などの財政措置をもって誘導する一方で、地方交付税総額を大幅に削減し、知事を使って、多くの町村を半ば強制的に理念なき合併に走らせた。

その結果、「合併して良かった」という声はほとんど聞こえず、むしろ、「住民と行政との距離が遠くなり、周辺部が寂れ、地域間格差が拡大した」というのがこれまでの合併の実情ではないか。また、中には、

人口と面積のずれが拡大し、むしろ行政の効率的運営が困難になったところ、役所組織の縦割りが進み、住民との距離が拡大したところもあり、合併が住民自治の拡充とは裏腹の結果をもたらしている側面があることに留意すべきである。

私の所には、合併で消えてしまった町村の元首長から何通もの手紙が届いており、そこには、「私たちは強制的に合併をさせられた。しかし、決して良いことはなかった。」

「政府の笛と太鼓に踊らされて合併してしまった町村が、再び元に戻るような法案作成を働きかけてほしい。」

「今となっては福祉が切り捨てられ、中心部以外は哀れそのものであり、

活 動

かつての町民や役場職員に申し訳のない悔悟の日々を送っている。」

「町村長、町村職員の数は激減したが、国会議員や県議会議員の数が改正されないのはなぜか。」

等々の思いが記されている。

しかるに、総務省の研究会がまとめた、「合併の検証」の報告書は、こうした合併に対する怨嗟の声に耳をふさぎ、合併のメリットだけが強調されており、しかも、そこにある評価は、主観的・情緒的なものであつて、到底「強いられた合併」の実態を明らかにしているとはいえない。

全国町村会の検証によれば、平成の合併の本質は、いわゆる西尾私案に対する怯えと地方交付税の大幅削減による将来への不安、都道府県の実態なき指導が多く、町村を合併へと追い込んだところにある。

合併によつて衰退していく周縁部の実態、耕作放棄地の推移、公共・公益施設の統廃合の状況など地域の文化的資産や慣習・伝統に与える影響など、国策による大規模な合併が人々の暮らしにどのような変化をもたらし、どういった影響を及ぼしていくかは、少なくとも、今後さらに20年以上待たなければわからない。

そもそも、全国には歴史と伝統を守り、受け継がれている集落が多数

あり、それぞれの集落にはその土地の暮らしに適した技や知恵が蓄積されている。

それは文化の源ともいうべきものであり、集落の消滅は日本の文化全体を貧しくするという認識を持つべきである。集落は行政主体としての町や村によつて常に見守られているという安心感があつてこそ、元気を維持できる。繰り返し述べるが、合併がもたらした弊害の一つは、行政の目が行き届かなくなり、集落の暮らしの安心感が失われつつあることである。

身体に例えれば、末端まで血が通わない症状が現れている。仮に合併により国がねらいとする行政の効率化が進んだとしても、それによつて地域が疲弊したのでは何の意味もない。一方で集落の消滅の危機を指摘しておきながら、他方で消滅を促しかねない合併を推進したのは、全く無責任な、矛盾した政策というべきである。

言うまでもなく、基礎自治体は歴史や風土、人びとの一体感を土台として形成されるべきである。今回の合併推進の結果、過密地域と過疎地域が一つになるなど、抱える課題に共通点がない地域同士の合併も散見される。こうした合併は、実質的に

は基礎自治体を消滅させ、広域自治体を設けたに等しい。いくつかの道州制構想では、さらなる大幅な基礎自治体削減案も伝えられているが、仮にこれがそのまま実施されれば、日本は事実上、広域自治体ばかりで、基礎自治体なしという奇観を呈しかねず、住民自治の形骸化を招くことになる。

これ以上、合併を無理強いすることとはやめるべきである。「平成の市町村合併」は、「合併新法」の期限(平成22年3月)をもつて終止符を打つべきである。

■小規模市町村に対する方策のあり方

基礎自治体は、「総合行政主体」であるとする考え方がある。

これは、基礎自治体ならば、住民に提供する行政サービスとしてひとそろいの行政事務をすべて自前で処理できなければならない、そのため

には、一定の行政体制を備えていなければならぬといった意味であるらしい。そうすると、全国の市町村が「総合行政主体」に合致するまで合併を続けるか、「総合行政主体」に期待される事務を処理できなくなっている小規模な市町村を基礎自治体の性格を失いつつあると見て、別扱

いにせざるを得なくなる。「総合行政主体」という見方には、市町村を人口規模から合規格、規格外に区分けしていくという発想がみられる。

小さな自治体は職員数が不足し、行政能力が劣るかのようになっているのは、自治とは住民が自ら治めるものだという基本を忘れた見方であり、一種のドグマである。互いに顔が見える小さな自治体ほど、住民が力を合わせやすい。実際、大きな都市とは違い、小さな自治体では、職員が集落の中核になり、大事な行事には村中が総出で当たるなど、「行政と住民との協働」は日常的である。

住民を含めた「地域力」を総合的に見ない限り、小規模自治体の能力を判断できるものではない。それぞれが抱えている地域の諸事情に配慮しあい、力の足りないところを互いに補いながら頑張っているのが地方の実態であり、そのことをこそ正當に評価すべきである。

この点において、都道府県から市町村への事務権限の移譲に際し、市と町村を区別し、市と町村の制度的、実態的な差異の有無などについてなら掘り下げた検討をすることなく、「行政体制が整備されている」として、市であるということだけをもち、事務の多くを移譲するとし

活 動

た地方分権改革推進委員会の第1次勧告には問題がある。

また、今後の基礎的自治体のあるべき姿として、「自治体経営の観点から、一定の規模・能力が必要」であり、現在の市が処理している事務を処理できる程度のものではどうか、という考え方があ。そして、人口が一定規模以下の団体は、例えば、国民健康保険、介護保険などの保険者としての任務、消防・救急、し尿・ごみ処理などの共同処理事務については、義務付けを解除する、というのである。

しかし、これら保険者としての事務は、なにも小規模町村に限って問題があるのではなく、規模の大小を問わず、およそ市町村が抱えている財政問題であり、制度問題である。後者の共同処理事務にしても、まさに単独では処理し得ないか、その方が効率的であるが故をもって、多くの市町村において既に共同して処理しているのが実態である。

例えば、国保などの保険運営は数理計算上、規模が大きければ大きいほどスケールメリットが働き、小さいところが大変なのは当たり前である。事務能力の面で、小規模だからできないのではない。むしろ、個別に規模の小さい市町村の事務処理の

あり方を問題にするのではなく、都道府県又は国レベルで運営するなど、制度そのものを改革すべきなのである。この点で、いわゆる「特例町村制」は、議論の方向が間違っていると云わざるを得ない。

どの地域においても、国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体の存在こそが地方自治本来のあり方である。そして、将来を展望したとき、小規模自治体には確かに高齢化率が高いところが多いが、だからこそ、この問題にまず取り組むことこそが、これからますます高齢化が進む日本全体にとって必要なことではないだろうか。

高齢化した町村が安泰なら、将来の日本も安泰である。問題は、人口や高齢化率という数字ではなく、そこで暮らす人びとが生き生きとしているか否かである。地域に対する愛着と誇りが失われれば、元気ではいられなくなる。いわゆる「特例町村制」はその地域に引導を渡したのも同然と受け取られ、人びとの誇りを傷つけ、集落の消滅を加速することにもなる。そこに生きる人びとの気持ちを無視した制度論であると言わなければならない。

今日、若者が農村地域を目指す動

きが出始めている。新しい人の流入が地域の活性化につながっている例は少なくない。雇用が危機的な状況にある今、農村への人の流れを加速させる好機である。小規模自治体の制度をいじるよりも、この人の流れを確かなものにして「地域力」を高めるなど、小規模自治体を鼓舞する方策を優先させるべきではないか。

そして、小規模町村がどういう事務権限を持つかという狭い制度論ではなく、小規模といえども町村が自立できる途を模索し、国としてどういう支援ができるかを考えることこそが必要ではないだろうか。

■ 広域的連携のあり方

自治体は、これまで経済社会の発展とともに複雑、多様化する行政需要について、各種の広域連携の仕組みを活用しながら対応してきた。

これは、単独の執行体制では対応できない、あるいはなじまない課題への対応や広域連携により住民サービス向上につながるような課題に対し、自治体どうしが連携しながら、行政サービスの専門化や効率化、高度化を図ろうとするものである。

広域連携の現状については、総務省の調査にもあるとおり、あらゆる分野において様々な形態で現実の行

新刊紹介

自治体の外郭団体・

出資法人の公益認定

山形県公益認定等審議会委員

出井信夫 著

学陽書房 定価 3570円

公益法人制度改革が昨年12月1日より施行されたことに伴って、自治体と関係のあるすべての公益法人は新制度に向けた対応策の検討を余儀なくされている。この前例のない制度改革によつて、庁内、法人内の実務担当者は今後の工程表を描きつつ、「公益認定」に向けたあらゆる実務を進めなければならない。

本書は、自治体とその関係法人が直面するであろう「公益認定」をめぐるさまざまな論点を示し、認定のポイントとともに実務対応について平易に説いた好著である。制度対応の第一段階で考えるべき公益目的事業17区分への適応に対しては、国・都道府県の出資法人の該当例が示されており、今後の見直しに当たって検討すべき論点も体系化されている。

公益法人制度の登場から100年を経たなかで、かつてない抜本的な制度改革が始まった。各町村と当該法人においては、本書を参考にして、制度対応へ向けた一日も早いスタートを切ることをお勧めしたい。

活 動

政課題に対応している。

広域連携の仕組みは、以前から存在しており長い歴史がある。そして、時代の変遷とともに整備が進められてきた。

平成6年には、広域連合制度が創設されたが、当時の第23次地方制度調査会答申は、従来の一部事務組合の不備を列挙しつつ、多様化した広域行政需要への適切かつ効率的な対応と、国からの権限移譲の受け入れを創設理由に掲げている。

一方、国は、「平成の合併」の推進に際し、これまで拡充を図ってきた広域連携の仕組みを、批判的、消極的に扱い、行政体制の選択を合併一辺倒に狭めてしまった。

様々な仕組みを地方自治法が敢えて制度化しているのは、行政運営の実態に即した立法事実が存在するからである。

平成11年に設立された福岡県介護保険広域連合は、公平な認定審査や専門職員の確保、保険財政の安定化や事務の効率化、サービスの平準化など、広域連合のメリットをフルに活用している。現在(39(発足時は71)の市町村で構成され、連合内で29万世帯、78万人という全国最大の規模となっている。この福岡県の広域連合の仕組みは市町村合併とは次元の

異なるものである。

国が自ら創設し、歴史的、沿革的にも存在理由のある広域連携制度を、さしたる根拠もなく否定してしまつのは、自己矛盾していると言わざるを得ない。

制度に不備があるのであれば、それを正し、よりよい仕組みに変えていくのが、制度設計に携わる者の態度である。

当調査会の運営については、しばしば苦言を呈してきたが、それは地方制度の担い手が、住民の負託を受けた我々自治体関係者であることを肝に銘じていただきたいからである。

「平成の合併」後の新たな行政体制のもと、今後の広域連携のあり方については、既存の法定の広域連携のみならず、法定外の連携の状況も含め、その実態を十分に把握し、何が課題であるかを見極めた上で、自治体関係者の意見を聴きながら丁寧に議論を進めるべきである。

言い換えれば、少子・高齢化の進展や人口流出などによる地域社会の変貌が、人々の暮らしや役場の行政体制の維持にどのような影響を及ぼすかを見通し、地理的条件の違いなどに応じて選択可能な、有効・適切な広域的連携の仕組みを検討するところを将来に向けた課題である。

都道府県別市町村数

(平成21年 3月23日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	130	15	145	35	180	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	6	22	13	35	福井県	8	0	8	9	17	山口県	7	0	7	13	20
宮城県	22	1	23	13	36	長野県	25	37	62	19	81	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	14	0	14	23	37	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	24	2	26	35	61	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	34	4	38	28	66
栃木県	16	0	16	14	30	滋賀県	13	0	13	13	26	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	16	10	26	12	38	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	29	1	30	40	70	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	25	8	33	14	47
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	18	3	21	9	30
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	23	4	27	18	45
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	7	4	11	20	31	島根県	12	1	13	8	21	合計	804	193	997	783	1,780

地方六団体

新たな経済対策の 早期実現で要請活動

本会・青木監事は地方への財源措置を強調

全国町村会など地方六団体の代表は、3月11日午後、河村建夫内閣官房長官、自民党・保利耕輔政務調査会長および公明党・山口那津男政務調査会長など政府・与党幹部と会談し、新たな緊急経済対策の早期実施について要請した。本会からは青木國太郎監事(東京都日の出町長)が参加した。

保利政務調査会長との会談の中で、全国知事会の麻生渡会長(福岡県知事)は、「新たな緊急経済対策の早期実施」に関する要望書を手交。地方経済の現状を踏まえ、地方において必要な公共投資の実施、内需に軸足が移っていくような産業構造への転換を促す施策の充実等について要請した。本会の青木監事は、一連の会談の中で、地方に対する手厚い財源措置の必要性を強調した。要望書は以下のとおり。



河村内閣官房長官(右から三人目)



保利自民党政調会長(右)と青木監事(左から二人目)



山口公明党政調会長(右から二人目)

新たな緊急経済対策の 早期実施

世界は、米国を震源とする深刻な経済危機に見舞われている。激しい信用収縮、世界総需要の大幅減退、資産価格の下落により、景気の底が見えない厳しい状況が続いている。

我が国も昨年第4四半期のGDPが年率換算でマイナス12・7%であった。先進諸国で最大の下げ幅であり、戦後最大の危機である。

バブル崩壊後の最安値を更新する株価、決算期を迎える企業の資金繰り、低下を続ける有効求人倍率、消

活 動



意見を述べる青木監事

自民党総務部会

青木監事が景気・経済対策で意見陳述

自民党の総務部会は3月11日、自民党本部で会議を開き、全国町村会ほか地方六団体の代表から景気・経済対策についてヒアリングを行った。本会からは青木國太郎

監事(東京都日の出町長)が出席した。会議では、冒頭、全国知事会の麻生渡会長(福岡県知事)が新たな緊急経済対策について要望を

障制度の充実により、国民生活に安心感を与えることの重要性、等について強調した。また、「地方に思い切つてやらせるといことが大切」とし、第2次補正予算で創設された「地域活性化・生活対策臨時交付金」の

行った。現下の地域経済の窮状とその影響による予算編成の難しさを訴えた上で、国民生活に必要な公共投資の前倒し実施、技術革新による新しい市場の創造、ブロードバンドなど新型情報インフラの整備、農林水産業への人材移転、内需に軸足を置いた産業構造への転換、社会保

るよう求めた。本会の青木監事は、「定額給付金」について、東京都内の自治体の中で自身の町が最も早く申請書の発出を終えたことを紹介。地方は全員喜んでいると報告したほか、地方交付税の増額、地域活性化・生活対策臨時交付金」のような地方を大事にする政策が今後出てくれば、「町村にとって喜びが大きくなる」と述べた。

費不振など、事態は誠に深刻である。地方では、多くの自治体が臨時議会を招集し補正予算を成立させ、雇用の確保、中小企業金融対策や公共

事業の前倒しによる内需の下支えなど地域経済対策に全力を挙げている。しかしながら、特に中小企業は、金融対策だけでなく「仕事」を求めている。現在の大きな需要不足

への対策が早急に求められており、地方の取り組みだけでは限界があることは明らかである。政府・国会は、平成21年度予算案及び関連法案を一刻も早く成立させ

るべきである。さらに、景気の底割れを断固阻止する決意で、内需を創造すべく、積極果敢な総合的経済対策を早急に検討・実施すべきである。その際には、国民生活に必要な公共投資を前倒し実施するほか、我が国経済を安定的な成長軌道に乗せるためにも、潜在成長力を高めていく政策に重点を置くことが不可欠である。新エネルギーの開発、技術革新による新市場の創造、新型情報インフラの整備、農林水産業への人材の重点的移転、内需に軸足を置いた産業構造への転換等が求められる。さらに少子高齢社会に対応した社会保障制度の再構築を進め、国民に将来に対する希望と安心感を与える必要がある。これらの政策は、地方の活力を活かすという方針を基軸に実施すべきである。地方の創意工夫が活かせるという点で、平成20年度第2次補正予算で創設された「地域活性化・生活対策臨時交付金」は自由度が高く、大きな効果が期待できる。この制度を大幅に拡充すること等を通じ、財源と判断を思い切つて地方に委ね、国を挙げての景気対策に取り組むべきである。

外国人住民を住民基本台帳の対象に

政府が住基法改正案を今通常国会に提出

政府は今通常国会に、一定の外国人住民を住民基本台帳に加えるとともに、住民基本台帳カードを転出して失効しないようにする住民基本台帳法改正案を提出した。外国人住民関係は、政府が外国人登録制度など現行の在留管理制度を見直すことに伴うもので、市町村はこれまで日本人のみだった住基台帳に外国人を加え、住民票を作成することになる。公布後3年程度で施行される見通し。

外国人登録制度を廃止、外国人台帳が課題に

わが国では近年、在留外国人が増加するとともに、転出・転入も増えるなど行動様式も変化している。外国人登録を行った者は2007年12月現在約215万人で、97年に比べ約70万人増加。在留資格も98年度には永住者・定住者は約30万人程度だったが、07年度には約70万人程度と二倍以上に増加し、在留外国人の滞在期間の長期化も進んでいる。

こうした中で現行の在留管理制度は、入管法に基づく入国・在留審査と、外国人登録法に基づく外国人登録制度（市町村の法定受託事務）に

分かれており、二つの法律による二元的処理や、転出入届制度がなく、居住実態が十分把握されていないなどの問題点が指摘されていた。

このため政府は、法務大臣に在留管理に必要な情報を一元化、外国人登録制度を新入国管理制度に集約させる入管法等改正案を閣議決定。適法に在留する外国人に空港や港などで「在留カード」を発行する予定だ。ただ一方、外国人住民に基礎的行政サービスを提供するには、市町村が外国人住民の基本的な情報を正確に把握する基盤となる制度が必要となることから、総務省と法務省が住基台帳を参考に外国人台帳制度を検討する有識者懇談会を設置し、昨年12

月に具体的制度を提言する報告書がまとめられていた。

住基台帳に登録、転出入届も制度化

同報告書では、外国人住民に日本人の住基台帳制度と同様の制度を整備することなどを提言したが、法案では検討の結果、外国人住民の利便の増進と市町村等の行政の合理化を目的として、住民基本台帳法の適用対象に、外国人住民を加えることにした。

対象外国人は、特別永住者や、在留カード交付対象者（三月を越える中長期在留者）等とした。転出・転入の届出や、市町村長による調査権・職権記載も制度化し、住民票には日本人同様の氏名、生年月日、性別、住所等に加え、国籍や「在留カード」に記載されている在留資格、在留期間等も記載することを規定。併せて、中長期在留者等の各種届出の際には「在留カード」の提示により確認することも盛り込んだ。

また、在留資格の変更や在留期間の更新により、外国人住民の住民票の記載事項に修正等が必要な場合に法務大臣から市町村長へ通知する仕組みも設けた。さらに、閲覧制度や証明書の交付制度のほか、住民基本台帳ネットワークや住基カードの規定も日本人同様に適用されることになる。同省はこれらにより、外国人と日本人で構成する世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能になるとしている。外国人関係の施行日は、入管法等改正法の施行日（公布後3年程度の見込み）とした。

普及へ住基カードの継続使用可能に

一方、住基カード関係は、住基ネットは合憲との最高裁判決を受けて増田寛也前総務相が普及のため早期改正が必要としていたもの。これまでは住基カードの交付を受けていた住民が他の市町村へ住所を移した場合、交付市町村長に返納し、改めて転入地市町村で交付申請を行う必要があったが、返納義務を廃止。転入地市町村長に対し住基カードを提出することで有効期間内で継続使用を可能にする。公布の日から3年以内の政令で定める日から施行する。

（自治日報記者 内川正浩）

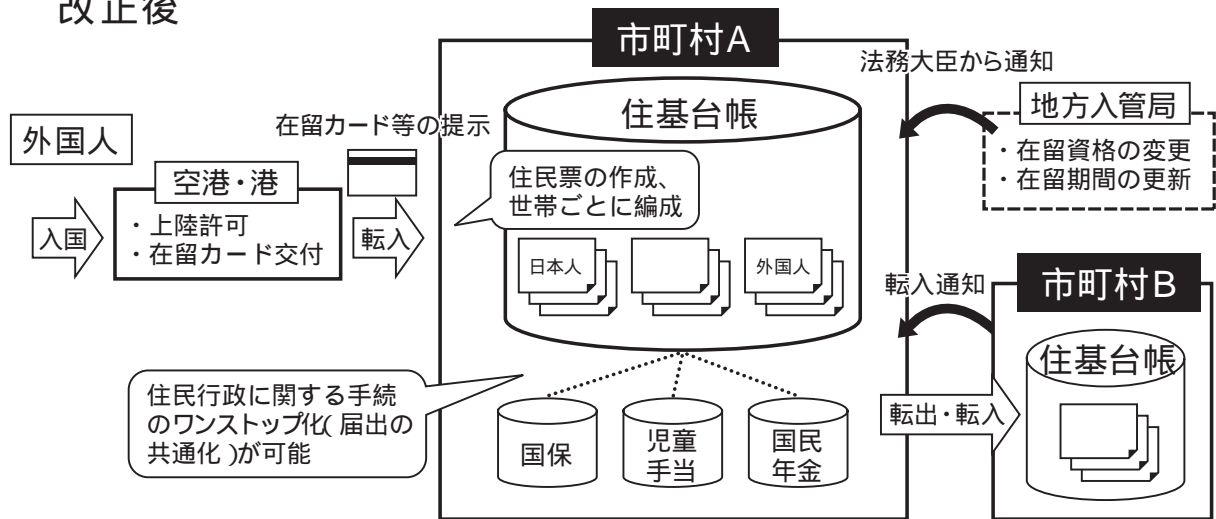
政 策

参考【外国人住民関係イメージ】

現状

在留外国人の増加、転出・転入の増加に伴い、現行の外国人登録制度に代えて、日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤を創設する必要がある。

改正後



21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

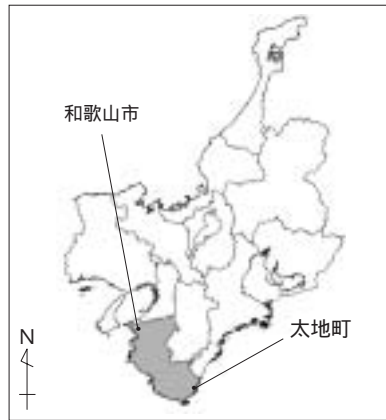
現地レポート

くじらと自然公園のまちづくり

ラマと絶賛を受け、昭和11年2月1日、吉野熊野国立公園として指定されました。

気候は南国特有の温暖湿潤で、冬期にはほとんど降雪をみない温暖な日が続き、夏期には湿った南風を受けて、比較的雨が多く、特に沖を流れる暖流黒潮の影響が大きく、典型的な太平洋岸気候を呈しています。

明治21年の村制実施に伴い、明治22年4月1日太地村と森浦村の両村を合併し太地村となりましたが、人口の増加と共に大正14年4月1日より町制が施行され太地町として今日に至っています。人口は約3、600人の小さな町です。



はじめに

本町は紀伊半島の南端に位置し、総面積5・96平方キロメートルの半島形の小規模な町で、全体が熊野灘に面し、海岸線は豪壮優美なリアスを形成しています。西南に那智山系を配し、北西に森浦湾の静かな入り江、北東に常渡半島、南東に平見の丘陵地を擁して、その中心に天然の良港とされる太地港があり、南岸の河立から継子投、梶取崎、燈明崎に至る海岸線や常渡の風光明媚な眺めは、大自然のパノ

太地と鯨

太地は古式捕鯨発祥の地として名高く、当地の豪族和田家一族の忠兵衛頼元が、尾張師崎(知多半島の突端)の漁師・伝次と泉州堺の浪人・伊右衛門と共に、捕鯨技術の研究を進め慶長11年(1606年)太地浦を基地として、



たい じ ちょう

和歌山県 太地町

鯨のモニュメント

フォーラム

鯨子舟(鯨博物館の展示)



大々的に「突捕漁法」による捕鯨を始めました。
その後、延宝3年(1675年)和田頼治が「網掛突捕法」を考案したところによって、太地の捕鯨は飛躍的に発展、宗家和田、分家太地家を宰領として鯨組をつくり、村ぐるみで鯨を追うことになりました。

紀州藩の保護もあつて熊野灘の捕鯨は最盛期を迎えますが、明治11年12月24日背美鯨の親子を捕らえようとして漂流し、遠くは伊豆諸島まで流され百有余名の鯨方を失う一大惨事に遭遇することになります。また、西洋式捕鯨

法が導入され鯨の回遊も減少するにつれて、太地捕鯨は次第に衰退の途を歩み始めましたが、「鯨の町」としての在り方はその後も変わらず、古式捕鯨の伝統を受け継ぎながら、近海での小型捕鯨が続けられ、また、南氷洋捕鯨のキヤッチャーボートの砲手として、乗組員として町から参加する者も多く、優秀な砲手を多数輩出しました。

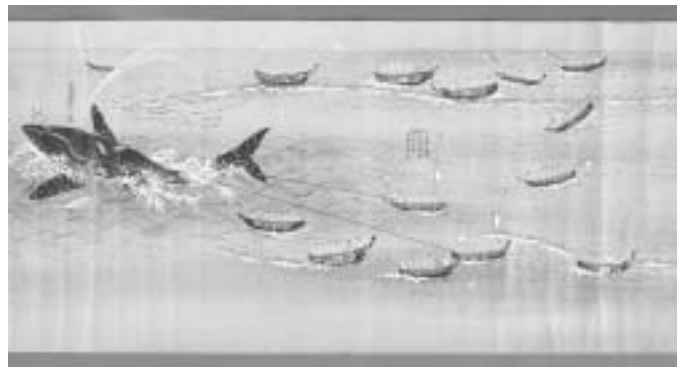
昭和57年国際捕鯨委員会において「商業捕鯨モラトリアム」が決議され、昭和63年3月31日でやむなく商業捕鯨を中断することになりましたが、「捕鯨技術」「伝統」「鯨文化」「鯨食文化」を守るため、今もなお捕鯨存続運動が続けています。

思い

住民に身近な行政の権限を地方自治体に移す地方分権の推進や国と地方自治体の財政力強化を目的に、平成11年度から平成16年度にかけて、旧合併特例法などにより手厚い優遇措置を講じて市町村合併が進められました。

当町においても例外ではなく、隣接する町との合併について、賛成、反対のそれぞれの立場から厳しい議論が交わされました。その後要綱を定め投票による住民アンケート調査が行われた結果、投票総数2、397票、合併賛成票938票、反対票1、295票、解らない129票、無効が35票となり

古式捕鯨絵巻(座頭綱掛け)



ました。

合併推進を標榜する候補者と単独行政としての町づくりの方針を掲げ立候補した私との町長選挙となりましたが、私が多くの町民の皆さんのご理解ご支援を頂き、平成16年8月8日太地町長に就任しました。

町長になるまで長く町議会議員として政治行政分野に携わっていましたが、改めて「住民の皆さんの目線に立った行政」を基本姿勢として、1期4年しかないという思いのもと全力で取り組みました。先輩首長さんから、「じっくり構えて、まず1期目は支持

基盤づくりだ」とアドバイスされたこともありましたが、あくまで任期は4年間であり4年間誠心誠意町づくりに取り組み、それでもって住民の皆さんが支持してくれなければ落選してもいい、住民の皆さんに4年間の結果に対して判断してもらえばいい、そう思っていました。だから自分にとって4年間という時間との戦いでもありません。また、役場という組織が役員職員のためのものであつてはならない。住民のための役場でなければならぬとも考えていました。

当時、地方分権を視野に国と地方の税財政のあり方、補助金や地方交付税の見直し、「三位一体の改革」がさかんに議論されていきました。当町のように小規模な地方自治体にとつては、とりわけ地方交付税の制度のあり方や交付額が、今後どのようになるのか大変気になるのですが、地方交付税が仮に減額されてもその財源に似合った町づくりをしようと、歳入の確保はもちらんのことですが歳出の削減を行うことにしました。

まず、町長就任式当日、職員を前に開口一番「あなた方は町内の平均所得がいくらか知っているのか」と問いかけ、高い給料を必要とするのであれば退職して、給料の高いところに就職してくださいと話しました。しがらみがなかったの言えたと思いますが、職員の意識改革により、その後、住民の

フォーラム

ため必死に働く姿を見たとき、言います。職員に言った手前、まず、自らの給与の削減に着手しました。具体的には給料の大幅なカットと期末手当の廃止です。これは単なるパフォーマンスではなく、削減を行う姿勢としての意気込みを示したものです。町議会議員の期末手当も議員の中から廃止の提案があり廃止になりました。また、教育長の給料も退職した職員を任命し、月額20万円に大幅なカットを行うと共に期末手当を廃止しました。また、職員の給与についても給与と制度改正のとき、減給保障をなくし、実質的なカットを行いました。直接苦言は聞いていませんが、職員の奥さん方かなりの恨みをかっているものと思います。私の選挙のときには私に投票してくれないだろうと心の中ではそう思っています。

このように行財政改革を行う場合、それぞれ痛みを伴うもので、しがらみや再選のことを考えては大胆にできない。だから「私が法律」という思いで1期4年しか任期がないという気持ちで取り組んできました。それで住民に信を問えばよいとずっと思っていましたし、今でもそう思っています。

また、私は「役損」ということを提案し実行しています。「役得」の反対で、自分自身はもちろんです。町幹部職員に対しても徹底しています。職務上会食や懇親会に出席するときは、自

捕鯨船資料館



襟を正し、公正公明にしないことには住民の方の理解と協力を得ることができないと思っています。

まちづくり

当町の主産業は、どちらかと言えば小規模な漁業者による水産漁業と町立くじらの博物館、水族館、捕鯨船資料館、国民宿舎白鯨（はくげい）などを中心とした「くじら浜公園」からなる観光産業です。

財政面では、企業会計を除く平成19年度の決算ベースで一般会計と6特別会計の決算合計額は、歳入で37億円、歳出で36億円の財政規模です。行政面積が狭いため、ある意味財政規模が小さくても行政効率が良いと言えます。

町づくり事業の柱の1つとして「鯨の町づくり」事業があります。前述したとおり古くより鯨・捕鯨と深く関わり、その歴史的な伝統があります。平地も少ない、農地も少ないこの大地を先人達の知恵により海へ生活の糧を求め、命をかけたときには命を落としながら幾多の困難を乗り越え営々と築いてきた先人達に感謝し、伝統を今地域産業として引き継ぐと共にさらに後世に伝えて行くためにも、この固有の財産を活用して町づくりを進めています。

その1つとして鯨食文化の普及に努めています。団塊の世代の方は、鯨の竜田揚げを食した経験があると思いま

すが、現在の子供達は牛肉、豚肉や鶏肉は食べても鯨肉はほとんど食したことがないと思います。低脂肪高カロリー鯨肉は、老化を防ぐ物質を含んでいます。関係機関の協力を頂きながら、南極海の調査捕鯨で捕獲されたミンク鯨の肉を学校給食に提供し、鯨食文化の普及と継承を図っています。

この他にも「太地浦くじら祭」「ふるさと祭」など毎年開催し、鯨にまつわる民芸の披露、鯨肉の販売、鯨肉を使った「はりはり鍋」の振舞い、鯨踊り、鯨太鼓、古式捕鯨の再現など数多くの催しを行っています。また、夏場には「鯨と泳げる海水浴場」も開設し、



くじらの料理

分が飲食した費用を自分が負担するというものです。これは役職に就くと「得」をしてはならない、公金の意味や趣旨を自覚してもらい、公金の支出を厳正にして住民に疑惑や不信感を抱かせないことを主眼においたものです。来客や会食の機会が多い幹部職員から「町長、自分の小遣いがなくなつたので、小遣いを下さい」とか「会食はお茶漬クラスにしてください」と冗談とも本気とも取れる話を聞くにつけ、一面では苦勞をかけているのかなと思うことがあります。いずれにしても自ら

フォーラム

鯨踊り



多くの人から好評を得ています。過去・現在・未来を通して、鯨と関わり続けたいと思っています。

高齢者の方、障害者の方、子供達が健康で安心して暮らせる町づくりにも取り組んでいます。私は社会的に弱い立場にある人達を社会の陽のあたる処で、光を当てるのが政治の役目であると思っています。

当町で、65歳以上の方は1、308人、障害者の方が190人、一人暮らしの高齢者の方が291人おり高齢化率は35・9パーセントで高齢化が進んでいます。町長に就任してから地域包

括支援センターが立ち上がるまで、職員2人が1組となり1人暮らしの高齢者の自宅訪問を始めました。あくまでも本人の希望ですが、毎日訪問、1週間に1度の訪問、1か月に1度の訪問の方を地域ごとに手分けをして、勤務時間中ですが訪問してもらい、安否の確認、話し相手の役やちよつとした用事をしております。

また、社会福祉協議会を中核に漁業協同組合、農業協同組合、警察、消防や商店の協力を得て、地域ネットワークを構築し、一例ですが高齢者の方の少量の買い物でも電話での注文で配達して届けることを可能にし、24時間緊急な通報の受信の対応もしています。

今後、1人暮らしの高齢者世帯の増加が予測されます。この人達が自宅に引きこもることのないよう、乱暴な言い方をすれば自宅から引つ張り出したい。自宅から出るにより環境を変えると、肉体的能力や精神的能力の低下を防ぐことになり、健康が維持できると考えています。

1日中家のなかにこもり、一言の会話もなく1人テレビに向かっている姿は寂しい限りです。このような事態を解消するため、町の要所所に木陰づくりの植樹を行い、その下に紀州材を使用した木製のベンチを置き、お互い気軽に世間話をしたり、情報の交換ができる交流の場として、また、買い物などの用事の途中で気楽に休息・休

くじらの民芸品



憩できる憩いの空間としての環境整備に取り組んでいます。

また、民間の路線バス撤退後、交通手段をもたない人達のために直営による町内100円均一低床循環バスの運行も行っています。通院、通所、買い物など多くの人に利用されており、朝7時より夜7時過ぎまで連続して運行しています。近隣市町村が広域でこのようなバスの運行ネットワークを作れば、交通手段をもたない人々の生活行動範囲がさらに広くなるのになあと思っています。

統計調査によると日本人の平均寿命が年々伸びていますが、その平均寿命年齢の数字だけでは見えない部分があります。健康で長生きし自分の身の回りのことが自分でできる。これ程幸せ

なことはないと思うし、それを強く望んでいます。平成16年当時、県知事さんになんそんな思いをたどえて「80歳になっても恋愛のできる町づくり」を目指していますと話したら、「おい、ちよつと気持ちが悪いなあ」と笑われたことがありましたが、住民自らが健康でありたいと願ひ、そう思う町にしたいと思っています。

むすび

平成20年8月7日に私の町長としての任期が満了しましたが、無投票当選により再び町長に選ばれました。心新たに気を引き締め直して町づくりに取り組みたいと考えています。

景気の悪化が続くなか、市町村合併、地方分権、道州制、三位一体の改革など数多くの課題が山積しており、大変な時期を迎えしかも先行きが非常に不透明な状況ですが、「ピンチ」ときこそ必死になるのでいい知恵が湧いてくる「チャンス」だと信じています。

悲観論とは決別し、前へ前へと進み、住民が安全、安心して暮らせる町づくりを続けたいと思います。

(太地町長 三軒 一高)

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。

次号は4月6日発行です。

町村Navivi

町村Naviviコーナーでは掲載情報を募集しています。
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部
(TEL03-33581104)まで

北海道厚別町 「素敵な過疎のまちづくり基本条例」を制定

町はこのほど、「素敵な過疎のまちづくり基本条例」を全会一致で制定した。自治基本条例やまちづくり基本条例は各団体に制定されているが、条例名に「過疎」の文言が入るのは珍しい。

これには一部で、「過疎づくり」を推進しているみたいだ」「イメージが悪い」などの懸念の声もあったが、「過疎は紛れもない事実。受け入れて過疎は過疎で住みやすいまちづくりを目指そう」との思いからタイトルに盛り込んだという。

条例では前文で、「個性豊かで活力に満ちた「素敵な過疎のまち」を実現するため、この条例を制定します」と明記。総則でも条例の目的に、「町民の権利と責任、町、議会の役割や責任を明らかにし、「素敵な過疎のまちづくり」に資すること」を挙げた。

第八章では、まちづくりの基本施策を規定。「自然環境と共生したまち」や「自然環境と調和した住まい」を掲げたほか、恵まれた自然環境の中で町民が快適に暮らしていけるよう、環境整備や体制づくりを進めていくことを規定した。

北海道栗原市 定額給付金の支給を開始

両村で、全市町村の先陣を切って「定額給付金」の支給が始まった。財源法案の成立を受けたもの。同給付金は経済対策の目玉で、政府は年度内支給を目指してきた。支給開始について総務省の瀧野欣彌事務次官は「今後さらに加速されるだろう」と期待している」と述べた。

西目屋村は役場窓口で現金手渡しを始め、西興部村は口座振り込み手続きを行った。同省によると、既に全市町村が給付金関係の補助金申請を提出済みだが、年度内の給付開始を予定しているのは455団体(25・2%)。ただ4月中には1525団体(84・6%)が給付開始予定としている。

また、定額給付金の支給に合わせて地元での消費を目的に額面に一定割合を上乗せした商品券が発行される市町村は4割弱に上る。鳩山邦夫総務相は「盛り上がりつつある。まだまだ増える」と述べ、瀧野次官は「景気回復のきっかけになることを期待している」と述べた。

栗原市 宮城大 助成金

村は、来年度からハイブリッド車など

環境対応形自動車を購入する住民に最大10万円を助成する制度を創設する。二酸化炭素排出量の削減が目的だ。併せて、村内の工業団地にトヨタグループのセンทรัล自動車の新工場が近く稼働するが、最近の金融危機で業績が悪化している自動車産業の支援の狙いもある。

村では、来年度予算に基金1,000万円を計上。宮城県が創設する同様の助成制度の上乗せを基本に近く助成対象などの詳細を詰める。トヨタ以外の自動車も助成対象とするほか、車種や車両価格に応じて助成金を2〜3段階にランク分けする予定。また、村では工業団地への立地促進に「企業立地促進奨励金」「雇用促進奨励金」を設けているが、基金はこれら企業誘致関係にも活用したい考えだ。

栃木県三上町 日産支援で新車購入の町民に補助金

町は、町内に生産工場がある日産自動車への緊急支援として、新車を購入した町民に対して、購入車本体価格の10%(上限20万円まで)を補助する助成事業を始める方針を決めた。町内の日産栃木工場は、同社の国内工場では最大の敷地面積で、スポーツカーなどを生産。昨年秋季からの不況の影響で、業績が悪化している。

助成の対象になるのは、今年4月1日〜来年3月末日の間に県内で新車を購入・登録。町内に1年以上在住。町税の滞納がない。購入車を自家用車として使用。などの条件を満たした個人を予定。法人は対象外で、1人当たりの購入台数に制限は設けない。

町は、助成費用として約2,000万円を見込んでおり、6月議会で予算計上す

栗原市 24時間体制で健康・医療ほっとライン

町は、4月から病気やケガなど医療や健康に関する不安や疑問を電話で医師や看護師・保健師に24時間相談できる「いながわ健康・医療相談ほっとライン」を開設する。

町には公立病院がなく、民間診療所はあっても夜間・休日は休診で相談もできない。また、住民意識調査では地域医療に関する不安が高いことも分かった。このため、「誰もが生き生きと安心して暮らすことができる健康福祉のまちづくり」の一環として開設することにしたものの、「ほっとライン」は、民間の専門業者に委託する。フリーダイヤルで医師や看護師が24時間体制で相談に応じてくれる。委託料は約2,000万円、2009年度当初予算に計上した。

町では、同ほっとラインを広報をはじめ全戸配布の保健センター年間予定表、ホームページなどでお知らせするほか、ホットラインの電話番号が書かれたシールも配付、住民に電話台や手帳など日頃目にするところに貼ってもらう。いつでも気軽に電話をかけるようにした。なお、町は全国で2番目の長寿町。この記録をさらにアップさせようと、昨年からは「地域健康づくり支援員」制度を導入。自治会等の代表者に健康づくり指導者の研修を行い、研修を終えた代表者が各地域に戻って健康づくり活動を展開している。

情 報

町村週報主要索引

平成21年1月～平成21年3月
2664号～2674号

全国町村会長新年挨拶 2664
総務大臣新年挨拶 2664 (3)(2)

論 説

地名は日本人のアイデンティティ
民俗学者 谷川健一 2664 (5)
希望の地としての「限界集落」
民俗学者 結城登美雄 2668 (2)

講 演

地域再生の課題と展望
明治大学教授 小田切徳美 2673 (5)

活 動

山本会長が市町村合併などで意見"地方六団体・総務大臣会合 2664 (8)
全国町村会定期総会開く 2669 (2)
山本全国町村会長が基礎自治体のあり方などで意見"第29次地方制度調査会専門小委員会 2670 (2)
第2次補正予算関連法案の早期成立を緊急要請"地方六団体 2670 (4)
第29次地制調専門小委に基礎自治体のあり方等で意見書を提出 2674 (2)
新たな経済対策の早期実現で要請活動 2674 (6)
青木監事が景気・経済対策で意見陳述・自民党総務部会 2674 (7)
「道州制論」の加速で基礎自治体再編論の再燃も 2664 (10)
税制改革「中期プログラム」を閣議決定 2664 (13)

定住自立圏構想推進要綱を決定 2665 (2)

平成21年度関係省庁予算特集号 2666 (2)

第三セクターの債務保証は8兆円弱に 2667 (2)

地方公務員総数が過去最少に 2667 (5)

道路構造令、中小市町村で浸透不足 2668 (6)

市町村別将来人口推計 後期高齢者25%以上の市町村が過半数に 2669 (11)

地財計画規模、2年ぶり減少 2671 (2)

政府が「雇用対策事業例」を発表 2672 (2)

農地法等改正案、所有から利用に転換・外国人住民を住民基本台帳の対象に 2673 (8)

随 想

自然の摂理に学ぶ
宮崎県諸塚村長 成崎孝孜 2664 (23)
私の目指すまちづくり
福岡県新宮町長 中野昌昭 2665 (11)
郷土への想いから生まれた政策
埼玉県宮代町長 神原一雄 2667 (15)
湯のまち 山のまち
鳥取県三朝町長 吉田秀光 2667 (16)
「元気なまち」をめざして
石川県町長会長 津幡町長 村 隆一 2668 (14)
外界離島の首長として
鹿児島県知名町長 平安正盛 2668 (15)

無茶は禁物

秋田県東成瀬村長 佐々木哲男 2669 (18)

「ふるさと応援団」クラブオーリーブ
香川県小豆島町長 坂下一朗 2669 (19)

挑戦者であり続けること
千葉県東庄町長 岩田利雄 2670 (15)

三十三万人 入出の方程式
神奈川県町村会長 松田町長 島村俊介 2671 (11)

環境3点セットによるまちづくり
山口県平生町長 山田健一 2672 (11)

町の発展のために
福島県浅川町長 須藤一夫 2673 (15)

球音に想う
茨城県境町長 野村康雄 2674 (16)

フオーラム

うるおい・やすらぎ・人がきらめくまち
えいへいじ 福井県永平寺町 2664 (14)
小さくても「輝く住民の笑顔あふれるまち」をめざして
京都府伊根町 2665 (4)
誇りあるまちづくり「スーパーエコタウンへの挑戦」
鹿児島県大崎町 2667 (8)
伝統産業を町の活性化へつなげる「第2回全国醤油サミットin たまりの里武豊」
愛知県武豊町 2668 (9)
日本一福祉の町をめざして
東京都日の出町 2669 (13)
「魚の城下町」をめざして
北海道羅臼町 2670 (5)
アニメを活かした町おこし

埼玉県鷲宮町 2671 (5)

人が輝き美緑あふれる「宇治茶」の郷つくり
京都府和束町 2672 (5)

王様で、心のブランドづくり
沖縄県伊是名村 2673 (9)

鯨を核としたまちづくり
和歌山県太地町 2674 (9)

情 報

町村Navi 2664、2665、2667、2668、2670、2671、2672、2673、2674
フランスの農業・農村・地域社会
NPO法人オーガニック協会 長谷川浩代 2665 (9)

フランスの農業・農村・地域社会
NPO法人オーガニック協会 長谷川浩代 2665 (9)

フランスの農業・農村・地域社会
NPO法人オーガニック協会 長谷川浩代 2665 (9)

フランスの農業・農村・地域社会
NPO法人オーガニック協会 長谷川浩代 2665 (9)

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。
遺産整理業務
[わかち愛]
※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)
三菱UFJ信託銀行
お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)(回線がつながりませんでしたら 06 を押してください。)

随 想

随 想

球音に想う

茨城県境町長

野村

康雄



息子が、学校から帰ってくる。ラ

ンドセルを下ろすやバッドを持ち二

百回の素振りを。その後、少し休憩

を挟み約百球のティーバッティン

グ。夕方になるとバッティングセン

ターに行き、バッティングと捕球の

練習を百球から二百球。週のうち二

日から三日は、こんな日々が続いま

した。

小学四年生三学期を迎えたころ、

友達二人と一緒に野球をしたいと言

い出しました。私も大好きな野球。

子供とキャッチボールをすることに

が、楽しみでもあり、夢でもありま

したので、「絶対途中で投げ出さな

い」ことを条件にオーケーしました。

しかしながら、背も小さく、運動

神経も今ひとつという感が否めない

のも事実。それまで通っていたスイ

ミングスクールの成果で、水泳に関

しては、自信を得てきたばかりの子

でした。 五年生に進み、ゴールデンウイ

クを迎えたころ、なかなか見に行く

機会に恵まれなかったチームの練習

を見て、そのレベルの高さに驚きま

した。監督が私の中学時代の後輩と

いうこともあり、いろいろ話をしま

したが、監督の意見も一年後、六年

生七人、五年生二人のレギュラーに

は、無理かといわれていたもので

す。息子が五年生の年のチームは少

数精鋭で、学童野球県大会で優勝

し、関東大会、全国大会にも出場と

いう快挙を成し遂げました。十五人

しかいないチームでしたので、ベン

チには入れた息子でしたが、無論出

番はありませんでした。

チームの一員として、必死に声を

出し、試合には出られなくとも、一

致団結している姿を応援に行ってい

た私も妻もその姿を目の当たりに

し、感動したものです。三月にな

り、息子達が中心となる年となりま

した。息子は、どうしてもレギュ

ラーになりたい。そして、県大会に

も出場したいと懇願するようになり

ました。

私は、息子にレギュラーになれな

くとも卒業まで、「絶対に野球をや

めることはないか」を入団時と同じ

く確認したものです。県大会に向け

て、レギュラーに向かつて、私と息

子の間で、学校から帰ってからの練

習。どんなに疲れていても宿題と、

国語・算数の勉強を欠かさないこと

の約束をし、私と息子の特訓を開始

しました。毎日二百回の素振りは、

かなりきつかったようです。

六年生になり、毎日の練習、いろ

念願であったレギュラーにもなれ、

チームの中でもそここのリーダー

になりつつありました。三大会のう

ち「スポーツ少年団軟式野球大会」

と「ちびっ子少年野球大会」の二天

会でベスト4になりましたが、つい

に優勝はできませんでした。しか

し、この充実した一年余りは、息子

にとつて、野球を通して得られた

「集中力」、やれば出来るというこ

と。最後まであきらめないというこ

とを身をもって体験したようです。

その結果は、息子にとつてその後

の成長に大きく関わり、中学、高校

は水泳部に所属する傍ら音楽にも興

味を示しながら、勉強に「集中力」

を発揮し、その後「東京大学医学部」

に籍をおき、今では、医者として七

年目を迎えております。一男一女に

恵まれ、私の事も、心配してくれる

ほどになりました。

球音が聞こえる時期になると、息

子の小学生の頃を思い出します。私

も今、たいへん厳しい時代ですが、

「初心忘れず」「やればできる」の精

神で頑張っています。